

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 30 号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、刈谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）第 25 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）刈谷市職員の育児休業等に関する条例第 25 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育

児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置を講じたことにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

刈谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第31号

刈谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月

1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の刈谷市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時

間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

刈谷市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 3 2 号

刈谷市税条例の一部を改正する条例

刈谷市税条例（昭和 2 5 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 2 0 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 3 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 8 1 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において

同じ。)を提示する」に改め、同項第2号中「年齢」を「生年月日」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分

の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

別表特定非営利活動法人かきつばたフレンズの項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条(第5項を除く。)の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

(3) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の刈谷市税条例(以下「新条例」という。)第20条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除

額」とする。

- 3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の刈谷市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例別表の規定は、令和7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、刈谷市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数に

よるものとする。

(1) 刈谷市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

刈谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 33 号

刈谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

刈谷市都市計画税条例（昭和 45 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 18 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の刈谷市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 3 4 号

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例（平成 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「及び刈谷市立おがきえ保育園」を削り、「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

別表第 1 刈谷市立富士松南保育園の項、刈谷市立東刈谷保育園の項及び刈谷市立おがきえ保育園の項を削る。

別表第 2 刈谷市立日高乳児園の項の次に次のように加える。

刈谷市立富士松南乳児園	刈谷市今川町土取 1 0 番地
-------------	-----------------

別表第 2 に次のように加える。

刈谷市立東刈谷乳児園	刈谷市南沖野町 2 丁目 1 5 番地 1
------------	-----------------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条の改正規定（「及び刈谷市立おがきえ保育園」を削る部分に限る。）及び別表第 1 の改正規定（刈谷市立おがきえ保育園の項を削る部分に限る。）は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における刈谷市立富士松南乳児園及び刈谷市立東刈谷乳児園に係るこの条例による改正後の刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 2 号及び別表第 2 の規定の適用については、次の表の第 1 欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる規定中同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日 から令和11年3月31日 まで	第5条 第2号	満3歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある	小学校就学の始期に達す るまでの
令和11年4月 1日から令和13年3月31日 まで	第5条 第2号	児童	児童及び小学校就学の始 期に達するまでの児童で あって令和11年3月3 1日において満4歳に達 しているもの
令和8年4月1日 から令和13年3月31日ま で	別表第 2	刈谷市立富士松南乳児園	刈谷市立富士松南保育園
		刈谷市立東刈谷乳児園	刈谷市立東刈谷保育園

- 3 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間は、改正後の条例第5条第2号の規定にかかわらず、満3歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの児童であって、刈谷市立富士松南乳児園又は刈谷市立東刈谷乳児園において保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育をいう。）を行うことについて市長が特に必要と認めるものは、同号に定める児童に該当しなくなった日以後も引き続きそれらの保育所に入所することができる。

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 35 号

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

刈谷市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 23 条の改正規定（「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改める部分に限る。）並びに附則第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、改正後の刈谷市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第 2 条及び第 23 条第 1 項各号列記以外の部分の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。